

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また、サプライチェーン全体での情報共有、業務効率向上を図りながら以下の事項についても取り組みを進めます。

- ・健康経営(サプライチェーンで働く人の安心・安全・健康への配慮)
- ・環境経営(環境対応、環境保全への配慮)
- ・人材育成(サプライチェーン全体の IT スキル向上)

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請事業者との取引に対する下請代金は全額現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産権等の使用権または所有権の存在、ならびに使用、譲渡等にかかる対価について下請事業者と十分な協議を通じて決定し、下請事業者に損失を与えることの無いよう努めます。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

働き方改革による下請事業者への影響に配慮します。また、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないように努めます。やむを得ず短納期や急な仕様変更、追加の発注な

どを行う場合には、増加コストを負担するよう努めます。災害時等においては下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

下請事業者と取引を行う上で遵守すべき関係法令等の理解を深めるよう、定期的な社内教育等を実施します。

2022年 7月1日

株式会社トヨタシステムズ

代表取締役社長 北沢 宏明